

介護保険サービス事業者及び障害福祉サービス等事業者基盤維持支援金について

1 目的

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている区内介護保険サービス事業者及び障害福祉サービス等事業者に対し、感染防止対策等事業継続のために要する経費の一部を助成することにより、新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策を支援し、介護保険サービス及び障害福祉サービス等基盤の維持を図る。

2 対象

文京区内において、令和2年4月1日時点で関係法令に基づく指定又は登録がある介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス等事業所で、かつ、令和2年1月以降のサービス提供実績があり、支援金申請時においてもサービスを継続している事業者

(1) 介護保険サービス事業所

- ア 居宅サービス事業所
- イ 施設サービス事業所
- ウ 地域密着型サービス事業所
- エ 居宅介護支援事業所

※福祉用具貸与・販売、住宅改修、介護予防、総合事業及びみなし指定の事業所を除く。

(2) 障害福祉サービス等事業所

- ア 障害福祉サービス事業所（障害者支援施設を含む。）
- イ 障害児通所支援事業所
- ウ 特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所
- エ 文京区地域生活支援サービス事業所（移動支援、日中短期入所に限る。）

※区立事業所を除く。

3 助成内容

新型コロナウイルス感染防止対策等、事業継続のために要する経費（※令和2年4月1日以降支出分）
（例：マスク・消毒液等の衛生用品購入、防護服購入、事業所の消毒、従事職員への特別手当等。
用途の限定は無し。）

介護保険サービス事業者においては、介護保険サービス種別ごとに50万円

障害福祉サービス等事業者においては、事業所ごとに50万円

4 対象件数

約 3 6 0 件（介護保険サービス事業所 約 2 3 0 件、障害福祉サービス等事業所 約 1 3 0 件）

5 事業スケジュール

議会報告	7月下旬
事業周知開始	8月上旬
申請受付開始	8月中旬から
支援金支給開始	8月下旬から